



福岡県医発第 0054 号 (地)
平成 28 年 4 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱」の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、福岡県保健医療介護部健康増進課より、標記事業実施要綱を一部改正した旨、別添のとおり通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、改正点は以下のとおりです。

記

【変更部分 (定期検査)】

	変更前	変更後	備考
対象者	住民税非課税世帯に属する者	① 住民税非課税世帯に属する者 ② 市町村民税 (所得割) 課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	追加
自己負担額	住民税非課税世帯に属する者は無料	① 住民税非課税世帯に属する者は無料 ② 市町村民税 (所得割) 課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者で <u>慢性肝炎の場合は 3 千円/回</u> <u>肝硬変及び肝がんの場合は 6 千円/回</u>	追加

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

「公印省略」

2 8 健 第 1 0 号
平成 2 8 年 4 月 1 日

公益社団法人
福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課母子保健係)

「福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業
実施要綱」の一部改正について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、標記要綱を別添のとおり一部改正しましたので、お知らせします。

なお、変更内容については下記のとおりとなっています。

記

【変更部分（定期検査）】

	変更前	変更後	備考
対象者	住民税非課税世帯に属する者	①住民税非課税世帯に属する者 ②市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	追加
自己負担額	住民税非課税世帯に属する者は無料	①住民税非課税世帯に属する者は無料 ②市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者で <u>慢性肝炎の場合は3千円/回</u> <u>肝硬変及び肝がんの場合は6千円/回</u>	追加

各医師会通知



福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱の
一部を改正する要綱

福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱(平成27年11月1日
施行)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新	旧
福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱 (第1～第2 略) 第3 事業内容 1 実施方法 (1) 初回精密検査 本事業の利用者は、「第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出」に基づき、事前に受付窓口で申請を行う。 受付自治体は、内容を確認し、福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書(様式第1号)を申請者に交付する。 精密検査実施医療機関は、本事業利用による精密検査受診の申し出があった場合、福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書(様式第1号)を確認した上で精密検査を実施する。 (2) 定期検査 本事業の利用者は、「第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出」に基づき、事前に受付窓口で申請を行う。 受付自治体は、内容を確認し、福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書(様式第2号)を対象者に交付する。 定期検査実施医療機関は、本事業利用による定期検査受診の申し出があった場合、福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書(様式第2号)を確認した上で定期検査を実施する。 (3) 検査費用の助成 ア 対象者が保険医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関をいう。)において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。 イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の	福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱 (第1～第2 略) 第3 事業内容 1 実施方法 (1) 初回精密検査 本事業の利用者は、「第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出」に基づき、事前に受付窓口で申請を行う。 受付自治体は、内容を確認し、福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書(様式第1号)を申請者に交付する。 精密検査実施医療機関は、本事業利用による精密検査受診の申し出があった場合、福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書(様式第1号)を確認した上で精密検査を実施する。 (2) 定期検査 本事業の利用者は、「第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出」に基づき、事前に受付窓口で申請を行う。 受付自治体は、内容を確認し、福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書(様式第2号)を対象者に交付する。 定期検査実施医療機関は、本事業利用による定期検査受診の申し出があった場合、福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書(様式第2号)を確認した上で定期検査を実施する。 (3) 検査費用の助成 ア 対象者が保険医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関をいう。)において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。 イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の

医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、定期検査に該当する者については、次のaに規定する額からbに規定する自己負担限度額を控除した額とする（当該控除した額が零以下となる場合、助成は行わない）。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 1回につき別表に定める額を限度とする額

2 対象者

(1) 初回精密検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 1年以内に特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

ウ 県又は北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が実施する「肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業」に同意した者

(2) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

エ 県又は北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が実施する「肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業」に同意した者

オ 福岡県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

3 助成対象費用

初回精密検査及び定期検査項目は以下のとおりとし、原則、同一医療機

医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

2 対象者

(1) 初回精密検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 1年以内に特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

ウ 県又は北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が実施する「肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業」に同意した者

(2) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

ウ 住民税非課税世帯に属する者

エ 県又は北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が実施する「肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業」に同意した者

オ 福岡県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

3 助成対象費用

初回精密検査及び定期検査項目は以下のとおりとし、原則、同一医療機

関で受診したものとする。ただし、二つの医療機関で検査をした場合、一か月以内に実施した検査（紹介状は除く）は対象とする。

なお、保険適用外の検査等は助成の対象とはならない。

(1) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GTP、総コレステロール、AST、ALT、LDH、ZTT）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(2) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

4 実施医療機関

対象者は、福岡県肝疾患専門医療機関にて初回精密検査及び定期検査を受診することとする。

5 助成回数

(1) 初回精密検査

関で受診したものとする。ただし、二つの医療機関で検査をした場合、一か月以内に実施した検査（紹介状は除く）は対象とする。

なお、保険適用外の検査等は助成の対象とはならない。

(1) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GTP、総コレステロール、AST、ALT、LDH、ZTT）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(2) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

4 実施医療機関

対象者は、福岡県肝疾患専門医療機関にて初回精密検査及び定期検査を受診することとする。

5 助成回数

(1) 初回精密検査

- 1 回
(2) 定期検査
年 2 回（（1）の検査を含む）

第 4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出

1 申請窓口

(1) 初回精密検査

対象者は、下記の表のとおり、肝炎ウイルス陽性が判明した検査事業に応じて、各受付窓口に提出する。

対象となる検査事業	受付窓口
福岡県保健福祉（環境）事務所で実施する肝炎ウイルス検査事業	居住地を管轄する各保健福祉（環境）事務所
福岡県が医療機関に委託する肝炎ウイルス検査事業	
市町村が健康増進事業で実施する肝炎ウイルス検査	
北九州市、福岡市、久留米市の保健所で実施する肝炎ウイルス検査事業	居住地を管轄する各市の保健福祉センター又は保健所
北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市が医療機関に委託する肝炎ウイルス検査事業	

(2) 定期検査

北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の対象者については、居住地を管轄する各市の保健福祉センター又は保健所、それ以外の対象者については、居住地を管轄する各保健福祉（環境）事務所に提出する。

2 申請書類等

対象者は、検査を受診する前に、以下の書類を添えて、受付窓口へ提出若しくは郵送する。

(1) 初回精密検査

肝炎ウイルス紹介状兼報告書（ただし、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市にあっては、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」または「健康増進事業」の肝炎ウイルス検査結果書、市町村が実施する肝炎ウイルス検査にあっては、「健康増進事業」の肝炎ウイルス検査の結果書）

- 1 回
(2) 定期検査
年 2 回（（1）の検査を含む）

第 4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出

1 申請窓口

(1) 初回精密検査

対象者は、下記の表のとおり、肝炎ウイルス陽性が判明した検査事業に応じて、各受付窓口に提出する。

対象となる検査事業	受付窓口
福岡県保健福祉（環境）事務所で実施する肝炎ウイルス検査事業	居住地を管轄する各保健福祉（環境）事務所
福岡県が医療機関に委託する肝炎ウイルス検査事業	
市町村が健康増進事業で実施する肝炎ウイルス検査	
北九州市、福岡市、久留米市の保健所で実施する肝炎ウイルス検査事業	居住地を管轄する各市の保健福祉センター又は保健所
北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市が医療機関に委託する肝炎ウイルス検査事業	

(2) 定期検査

北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の対象者については、居住地を管轄する各市の保健福祉センター又は保健所、それ以外の対象者については、居住地を管轄する各保健福祉（環境）事務所に提出する。

2 申請書類等

対象者は、検査を受診する前に、以下の書類を添えて、受付窓口へ提出若しくは郵送する。

(1) 初回精密検査

肝炎ウイルス紹介状兼報告書（ただし、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市にあっては、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」または「健康増進事業」の肝炎ウイルス検査結果書、市町村が実施する肝炎ウイルス検査にあっては、「健康増進事業」の肝炎ウイルス検査の結果書）

(2) 定期検査

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 世帯全員の住民税非課税証明書または市町村民税の課税年額を証明する書類

ウ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（様式第3号）

ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）については、様式第3号による医師の診断書の添付を省略することができる。

(第4～第7 略)

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 定期検査

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 世帯全員の住民税非課税証明書

ウ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（様式第3号）

ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）については、様式第3号による医師の診断書の添付を省略することができる。

(第4～第7 略)

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税 年額が235,000円未満の世 帯に属する者	3,000円	6,000円
乙	住民税非課税世帯に 属する者	0円	0円

福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者に対し、精密検査又は定期検査の費用を助成することにより、早期治療や定期的な医療機関の受診につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、福岡県（以下、「県」という。）とする。

第3 事業内容

1 実施方法

(1) 初回精密検査

本事業の利用者は、「第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出」に基づき、事前に受付窓口で申請を行う。

受付自治体は、内容を確認し、福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書（様式第1号）を申請者に交付する。

精密検査実施医療機関は、本事業利用による精密検査受診の申し出があった場合、福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書（様式第1号）を確認した上で精密検査を実施する。

(2) 定期検査

本事業の利用者は、「第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出」に基づき、事前に受付窓口で申請を行う。

受付自治体は、内容を確認し、福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書（様式第2号）を対象者に交付する。

定期検査実施医療機関は、本事業利用による定期検査受診の申し出があった場合、福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書（様式第2号）を確認した上で定期検査を実施する。

(3) 検査費用の助成

ア 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場

合、対象者が負担した費用を交付する。

イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、定期検査に該当する者については、次のaに規定する額からbに規定する自己負担限度額を控除した額とする（当該控除した額が零以下となる場合、助成は行わない）。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 1回につき別表に定める額を限度とする額

2 対象者

(1) 初回精密検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 1年以内に特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

ウ 県又は北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が実施する「肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業」に同意した者

(2) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

エ 県又は北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が実施する「肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業」に同意した者

オ 福岡県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

3 助成対象費用

初回精密検査及び定期検査項目は以下のとおりとし、原則、同一医療機関で受診したものとする。ただし、二つの医療機関で検査をした場合、一か月以内に実施した検査（紹介状は除く）は対象とする。

なお、保険適用外の検査等は助成の対象とはならない。

(1) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GTP、総コレステロール、AST、ALT、LDH、ZTT）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(2) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

4 実施医療機関

対象者は、福岡県肝疾患専門医療機関にて初回精密検査及び定期検査を受診することとする。

5 助成回数

(1) 初回精密検査

1回

(2) 定期検査

年2回（（1）の検査を含む）

第4 検査に係る申請窓口及び申請書等の提出

1 申請窓口

(1) 初回精密検査

対象者は、下記の表のとおり、肝炎ウイルス陽性が判明した検査事業に
応じて、各受付窓口に提出する。

対象となる検査事業	受付窓口
福岡県保健福祉（環境）事務所で実施する肝炎ウイルス検査事業	居住地を管轄する各保健福祉（環境）事務所
福岡県が医療機関に委託する肝炎ウイルス検査事業	
市町村が健康増進事業で実施する肝炎ウイルス検査	
北九州市、福岡市、久留米市の保健所で実施する肝炎ウイルス検査事業	居住地を管轄する各市の保健福祉センター又は保健所
北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市が医療機関に委託する肝炎ウイルス検査事業	

(2) 定期検査

北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の対象者については、居住地を管轄する各市の保健福祉センター又は保健所、それ以外の対象者については、居住地を管轄する各保健福祉（環境）事務所に提出する。

2 申請書類等

対象者は、検査を受診する前に、以下の書類を添えて、受付窓口に出
若しくは郵送する。

(1) 初回精密検査

肝炎ウイルス紹介状兼報告書（ただし、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市にあっては、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」または「健康増進事業」の肝炎ウイルス検査結果書、市町村が実施する肝炎ウイルス検査にあっては、「健康増進事業」の肝炎ウイルス検査の結果

書)

(2) 定期検査

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 世帯全員の住民税非課税証明書または市町村民税の課税年額を証明する書類

ウ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書(様式第3号)

ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。)については、様式第3号による医師の診断書の添付を省略することができる。

第5 検査費用の請求

1 請求手続き

(1) 初回精密検査

対象者は、様式第1号による福岡県肝炎ウイルス初回精密検査受診証明書兼請求書に、医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて、当該対象者の居住地を管轄する保健所を経由して知事に請求するものとする。

(2) 定期検査

対象者は、様式第2号による福岡県肝炎ウイルス定期検査受診証明書兼請求書に、医療機関の領収書、診療明細書を添えて、保健所を経由して知事に請求するものとする。

第6 検査費用の支払い

知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第7 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めることとする。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	3,000円	6,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円